

マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月20日(水)から、マイナンバーカードの健康保険証利用を含むオンライン資格確認が始まります。**特徴やメリットは次のとおりです。**

○マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

(注)

転職や結婚などで健康保険証の切り替えや変更がある場合については、健康保険証の変更手続を行わないと、マイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。変更手続きは速やかにお済ませください。

○マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、高額療養費制度の限度額適用認定証や後期高齢者医療制度の高齢者受給者証などの提示が不要になります。(詳細は、下記厚生労働省HPをご覧ください。)

○顔認証付きカードリーダーの設置個所

1番受付(紹介患者)

3番受付(再来院)

再来受付機の横

患者総合支援センター

救急外来(夜間、休日のみ)

※従来どおり保険証でも受診できます。

厚生労働省HPのリンク

[マイナンバーカードの保険証利用について\(被保険者証利用について\)](https://www.mhlw.go.jp) ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))